

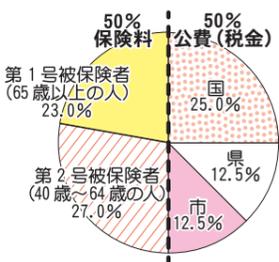
# みんなで支える 介護保険制度

## 介護保険制度とは

介護保険は、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、また、いつまでも自立した生活が送れるように社会全体で支えていく制度です。

- ①令和3年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人が対象です。
- 納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・令和4年2月の全6回)
- 送ります。兼特別徴収開始通知書を送ります。
- 特別徴収(年金天引き)
- 介護保険料額決定通知書
- 要件すべてに該当する人

### 介護保険給付費の 財源内訳(在宅の場合)



みなさんが納める保険料は、国や自治体の負担金などとともに、制度を健全に運営するための大切な財源となります。保険料の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和3年度の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

### 保険料の納付方法

## 令和3年度 所得段階別介護保険料

令和元年10月からの消費税上げによる財源により、第1段階~第3段階(住民税非課税世帯)の人の保険料を引き続き軽減しています。

所得段階	対象となる人	保険料基準額に対する調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の人 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.25	14,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.35	19,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.65	36,700円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	50,900円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額×1	56,600円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	67,900円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	73,500円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	84,900円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.7	96,200円

問合せ 介護福祉課介護保険資格管理担当 ☎(42)8444・☎(43)5600

# みんなで支える 後期高齢者医療制度

## 後期高齢者医療制度とは

75歳以上(65歳~74歳は一定の障がいのある人)が対象の医療保険です。高齢者が安心して医療を受けることができるように、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、幸手市は市民に身近な窓口業務などを担っています。

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和3年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

### 保険料の納付方法

介護保険料とともに特別徴収(年金天引き)します。

ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収納付書納付・口座振替となります。

▼口座振替

納付には納め忘れのない「口座振替」が便利です。

希望する人は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口へ納付通知書、通帳、届出印、キャッシュカード、本人確認書類を持参の上、手続きを行ってください。

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて金融機関で口座振替の手続きが必要ですが(自動で口座振替に切り替わりません)。

後期高齢者医療被保険者証が新しくなります(紺色)

現在交付している被保険者証の有効期限は、7月31日までです。8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に郵送します。

▼期限切れの被保険者証

古い被保険者証は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

### ▼保険料額の算定方法

保険料額(年額)上限64万円

均等割額 41,700円 + 所得割額 賦課のもととなる所得金額×所得割率7.96%

■賦課のもととなる所得金額とは

収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した金額をいいます。

■所得の少ない世帯に属する人には

所得金額に応じて均等割額の軽減措置が設けられています。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険料の納付が困難な人はご相談ください。

### ■月々の医療費負担額が軽減 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

入院や外来診療により、同一月内における同一医療機関での医療費が高額になる場合には、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(自己負担割合が3割負担で一定の所得未満の人は「限度額適用認定証」)を事前に医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、月々の負担が軽減されます。また、住民税非課税世帯の人は、食事代の負担が軽減されます。

■新たに認定証の交付を希望する人

保険年金課で手続きを行ってください。

■現在認定証の交付を受けている人

認定証の有効期限は7月31日までとなっています。8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中に郵送します。

### ■8月から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります(紺色)

現在交付している被保険者証の有効期限は、7月31日までです。8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に郵送します。

### ▼期限切れの被保険者証

古い被保険者証は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

問合せ 保険年金課後期高齢者医療担当 ☎(43)1111 内線147、197・☎(43)1125